

職員給与等調査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和4年10月17日(月)
11時15分開会 12時08分閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：川上 均
委 員：山下清美、鈴木孝寿、奥秋康子、加来良明
議 長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：川口二郎
- 5 説明員 山本副町長、神谷総務課長、野々村総務課長補佐
- 5 傍聴者 北海道新聞 伊藤新得支局長
- 6 議 件
(1) 職員給与等の算定等について
(2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

職員給与等調査特別委員会

【開会 11 : 15 閉会 12 : 08】令和4年10月17日

委員長（中島里司）：臨時会の後、第9回目の職員給与等調査特別委員会を開催する。調査中の職員給与問題について、多忙なところ山本副町長、総務課長、担当者の同席をいただいて、経過等について説明をいただいて本日の会議を進めていきたい。なお、説明後、質疑の時間をとりたいと思うので執行側よろしく願います。

（1）職員給与等の算定等について

委員長：既に臨時会でも副町長から色々説明があったが、それらについて現状を説明いただき質疑に入りたいと思う。一旦休憩する。

【休憩： 11 : 17】

【再開： 11 : 18】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。算定等について経過の確認をさせていただきたいと思う。職員側から町に対して給与の不支給分の一部の支払いを求める損害賠償請求訴訟が提起されたことを受けて、特別委員会で中間報告をした令和3年3月16日以降、今日までの対応経過と訴状の内容について説明員より説明を受けたいと思う。

副町長（山本司）：令和3年3月16日の特別委員会、中間報告終了後の動きを申し上げる。令和3年12月22日に団体交渉があった。この団体交渉については、例年職員組合側から申し出がある賃金と労働条件に関する統一要求書に係る団体交渉であった。その中で、最後に組合側から初任給の関係で継続していた部分があるけれども、その状況について聞かせていただきたいという内容があった。私共は初任給の当初の格付けの決定に誤りはないという考えに変わりはないというお答えをさせていただいている。ただ、組合の主張とは対立しているので、その部分については引き続き協議をさせて欲しいと、なお、当局から一方的に協議を終了するという考えは持っていないというお話をさせていただいた。これが公の団体交渉の中での経過である。その後については団体交渉というのではない。ただ、事務的な話があったので、それは総務課長から申し上げる。

神谷総務課長：その後、令和4年3月29日に春闘の統一要求の回答内容について組合と事務的な協議を行い、その中で、最後にその他ということで組合の方から、給与の問題について町と喧嘩をするわけではないのだけれども、どちらの主張が正しいのかと判断を第三者に委ねたいということで、今後訴訟についても考えているという話はあったところである。その時はそういった話があっただけである。

委員長：只今、執行側からご説明いただいた。それで、訴状の内容について説明していただけるかどうか。

副町長：訴状の関係である。裁判所で閲覧可能となっているので、特別委員会の資料要求があれば提出する。

委員長：今、副町長から説明いただいたが、当委員会としてそれを改めて、訴状の内容について知りたいということがあれば、副町長の方から提出してもよいというお話があった。それでは可能であれば、訴状、内容をお知らせ願えればと思う。準備期間が必要か。

副町長：はい。

委員長：暫時休憩する。

【休憩： 11:24】

【再開： 11:32】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。訴状についてはコピーに時間がかかるということで、後日、当委員会にマル秘書類として提出を願うということによろしいか。

(「はい」との声あり)

委員長：本日、今後の対応についてということまでは議論に入れたいと思う。

鈴木：今の段階では何とも言えないけれども、訴状を見ても、訴状に対して一応確認をするということだけであって、それに対して言える立場ではない。委員会の最終的な性質上知りうるということであるが、それを持って会話することはない。ただ、この後それではなくて先程説明あった団体交渉とか春闘の団交であった内容について、もし質疑の中で必要だと言うのがあったらまた次回委員会は必要なのかなと思う。今の話し合いの中で訴状だけでそのための委員会はいらんと思う。

加来委員：基本的には鈴木委員の発言のとおりでいいと思う。この間の委員会では経緯を確認して報告する必要があるということであるので、今説明受けたことで質疑あるのであれば質疑を受けたうえで、今後新たな事が出ない限りはそれ以上調査することはできないという方向だったので、その方向でいいと思う。

委員長：ここで執行側に質疑があれば受けたいと思う。

加来委員：2回ほど団体交渉の中で質問等を受けて継続するという説明であったが、それは組合と交渉ということで、個人的に今回提訴された方とのやり取りはあったのかなかったのか伺いたい。

副町長：私共はあくまでも組合との交渉ということで、個別に組合員と協議なりそういうことは一切ありませんでした。

加来委員：最終的に第三者に委ねることが、組合の結論ということで訴訟に至ったということか。

副町長：組合からは3月29日に訴訟することを考えているという報告があった。それが最後である。ただ、訴訟の原告としては組合ではなく個々の職員といったことになる。

鈴木委員：一般的に毎年、年末と年度末でやられているものだと思う。3月29日に第三者に依頼するかもしれないという時に、例えばもう一度協議しませんかと向こうもなかったのか、継続的に組合側から協議したいというのものないのか、それとも理事者側から組合に協議しないかという機会はお互いになかったのか。そういう意見もなく今年9月という形になったのか。

副町長：3月29日以降、一切この件に関して協議の場を持ちたいと言われたこともないし、私共の方から持ち掛けたこともない。

鈴木委員：結局、今日の議会の中でも出たけれども、できる規定を含めてやっている、やっていないというのが、そこがたぶんある意味の大きな争点でもあるのだけれども、ちょっと心配していたのが、例えば人事院勧告、基本完全実施の町だと思う。その中で、できる規定があってやっていないもの、もしくはこれ以外で、できる規定でうちがやっているものは何なのかと疑問に思ってくる。一体、できる規定でやるか、やらないかはその場で判断するというところだが、できる規定でやっていないもの、その逆も知りたくなっ

てくるわけで、極端に言ったら近隣町村に比べて、できる規定でやっていないものはわかるのか。できる規定でやっていないものがあるなら何なのだろう。後々それがピクアップして問題にならないようにちゃんと対応できているのならいいが、また同じようなことが何年後かに出てこれられても困るのでそのところを聞きたい。

委員長：他に質疑ないか。なければここで実行側には退席いただく。

【休憩： 11：24】

【再開： 11：32】

(3) その他

委員長：その他として委員のほうから何かあるか。なければ本日の特別委員会を終了する。

【終了 11：41】